

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	輸出貿易管理令の一部を改正する政令案
規制の名称	外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理
規制の区分	新設、 改正 (拡充 、 緩和)、廃止
担当部局	貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課
評価実施時期	令和5年4月
規制の目的、内容及び必要性	<p>①規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン） 今次改正は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく輸出管理を適切に実施する観点から、外為法に基づく輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第3の国・地域に「大韓民国」を追加し、規制を緩和するものである。仮に今次改正を実施しない場合、企業等に過度な規制を行うこととなる。</p> <p>②課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性） 【課題及びその発生原因】 今般、大韓民国の輸出管理の体制、制度及び運用の状況等を確認し、輸出令別表第3の国・地域から同国を除外した際の懸念は払拭されたと考えられること。 【規制改正の内容】 輸出令別表第3の国・地域に「大韓民国」を改正する。</p>
直接的な費用の把握	<p style="text-align: right;">費用の要素</p> <p>③「<u>遵守費用</u>」は金銭価値化（少なくとも<u>定量化は必須</u>） (遵守費用) 当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。</p> <p>(行政費用) ④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 当該規制緩和により、①企業等への周知に係る業務の増加及び②大韓民国における安全保障貿易管理の体制及びその運用状況等のモニタリングに係る業務の増加が見込まれるが、定量的に推計することは困難である。</p>
直接的な効果（便益）の把握	<p style="text-align: right;">便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 我が国が輸出管理制度を適切に運用することにより、外為法の目的である国際的な平和及び安全の維持に寄与することが出来る。</p> <p>⑥可能であれば<u>便益（金銭価値化）</u>を把握 我が国が輸出管理を適切に実施することにより、外為法の目的の達成に寄与することを金銭価値化することは困難である。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される<u>遵守費用額</u>を便益として推計 当該規制緩和により、企業等における遵守費用として、作業コストの軽減が見込まれる。他方、上記作業コストは事業者の規模等によって異なり、また個社の機密情報になることから、定量的な分析は困難である。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「<u>副次的な影響及び波及的な影響</u>」を把握することが必要 事業者の輸出管理の一定の負担を軽減することがありうるが、特定の事業者のみの負担を軽減するものではなく、競争状況に負の影響は生じない。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証 輸出管理制度を適切に運用し、外為法の目的を達成することは、我が国としての責であり、こうした責務を果たしていくことに係る便益は極めて大きいと考えられる。他方、一定の行政費用が追加で発生するものの、対応可能な範囲である。以上のことから、今次改正に伴う便益はその費用を上回ると考えられるため、今次改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 今次改正は、大韓民国を輸出令別表第3の国・地域から除外した際の懸念は払拭されたと考えられることから、輸出令別表第3の国・地域に「大韓民国」を追加するための措置であり、代替案はない。</p>
その他の関連事項	<p>⑪評価の活用状況等の明記 特になし。</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑫事後評価の実施時期の明記 大韓民国に関連する輸出管理の状況等を踏まえ、適切に判断していく。 ⑬事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 大韓民国に関連する輸出管理の状況等を把握し、事後評価を行うこととする。</p>
備考	